

入札公告

次のとおり、一般競争入札に付します。

平成30年8月20日

支出負担行為担当官
神奈川労働局総務部長 杉 良太

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量
年度後半における集中的な就職面接会開催事業
- (2) 調達件名の仕様書等
入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約締結日から平成31年2月7日
- (4) 履行場所 支出負担行為担当官の指定する場所
- (5) 入札方法

電子入札方法により行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、別に指定する様式により発注者に申し出た場合に限り、紙入札方法に変えることができる。

入札金額は総価を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業を実施した後、額の確定を行い、実際の所要金額がその契約金額を下回る場合には、実際の所領金額を支払うこととなる。

2 競争参加資格

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、「関東・甲信越」地区の競争参加資格を有している者であること。
- (4) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 次に掲げる全ての事項に該当する者であること。

なお、法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

ア 入札書の提出期限時点において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（第 3 章第 4 節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書の提出期限時までには是正を完了しているものを除く。）

イ 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（ホ）及び（ハ）については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。

(イ) 厚生年金保険 (ロ) 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

(ハ) 船員保険 (ニ) 国民年金 (ホ) 労働者災害補償保険 (ヘ) 雇用保険

注) 各保険料のうち(ホ)及び(ハ)については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

エ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

オ 入札書の提出期限時から過去 3 年間に於いて、上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断されるものでないこと。具体的には、法令等違反により送検された者ではないこと。

カ 入札書提出期限から過去 3 年以内に開催された、求人企業 20 社以上又は求職者 200 人以上が参加した就職面接会の運営実績を有する者であること。

(6) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

ア 資格審査書類又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。

イ 経営の状態又は信用度が極度に悪化している者。

3 契約条項を示す場所等

(1) 本入札に関する問い合わせ先

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階
神奈川労働局総務部総務課会計第2係 担当：西村
TEL：045-211-7350（内線6022）

(2) 仕様書に関する問い合わせ

〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル3階
神奈川労働局職業安定部職業安定課若年対策係 担当：町田
TEL：045-650-2800

(3) 入札説明会の日時及び場所

日時 平成30年9月7日（金）14時00分
場所 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階
神奈川労働局 大会議室

※必ず出席することとし、1社2名を上限とする。

(4) 入札書の提出期限及び提出場所

(イ) 電子入札による参加の場合

平成30年9月18日（火）8時30分～平成30年9月21日（金）9時30分までに電子調達システムにより提出すること。

(ロ) 紙入札による参加の場合

日時 平成30年9月21日（金）9時15分～9時30分
場所 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階
神奈川労働局 大会議室

※入札書等の提出を可と判断された事業者分のみ受領する。

(5) 開札の日時及び場所

日時 平成30年9月21日（金）9時35分
場所 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階
神奈川労働局 大会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記2の競争参加資格を有することを証明する書類を提出しなければならない。

また、入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した参加競争資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 本入札説明書の要求用件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) その他

詳細は入札説明書による。